
佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会

第1回資料

—水道事業、下水道事業の概要と経営状況について—

—今後のスケジュールについて—

令和2年7月16日

佐倉市 上下水道部 経営企画課

目次

1. 佐倉市水道事業の概要	2頁
2. 佐倉市下水道事業の概要	9頁
3. 人口と水量、水道料金・下水道使用料	14頁
4. 地方公営企業会計の仕組み	22頁
5. 水道事業・下水道事業の経営状況	26頁
6. 過去の懇話会における提言	32項
7. 本懇話会のスケジュール案	35項

1. 佐倉市水道事業の概要

(1) 佐倉市水道事業の概要

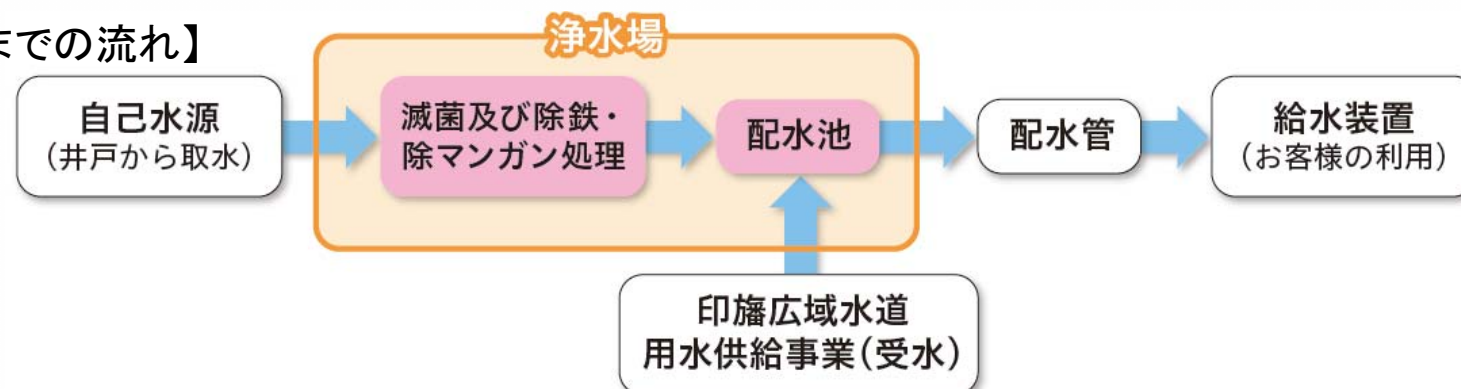
ビジョンP4,5

佐倉市水道事業の概要(平成30年度)

事業創設認可年月日	昭和31年7月23日
供用開始年月日	昭和31年11月1日
行政区域内人口	175,476人
現在給水人口	166,017人 (普及率 94.6%)

- 佐倉市の水道事業は、昭和31年の供用開始から63年経過しています。
- 平成30年度時点で、行政区域内人口は175,476人に対して現在給水人口は166,017人で、水道事業の人口普及率(現在給水人口／行政区域内人口)は94.6%です。
- 佐倉市は自己水源(※1)として井戸(地下水)を保有するとともに印旛広域水道用水供給事業(※2)から受水も行っています。

【取水から給水までの流れ】

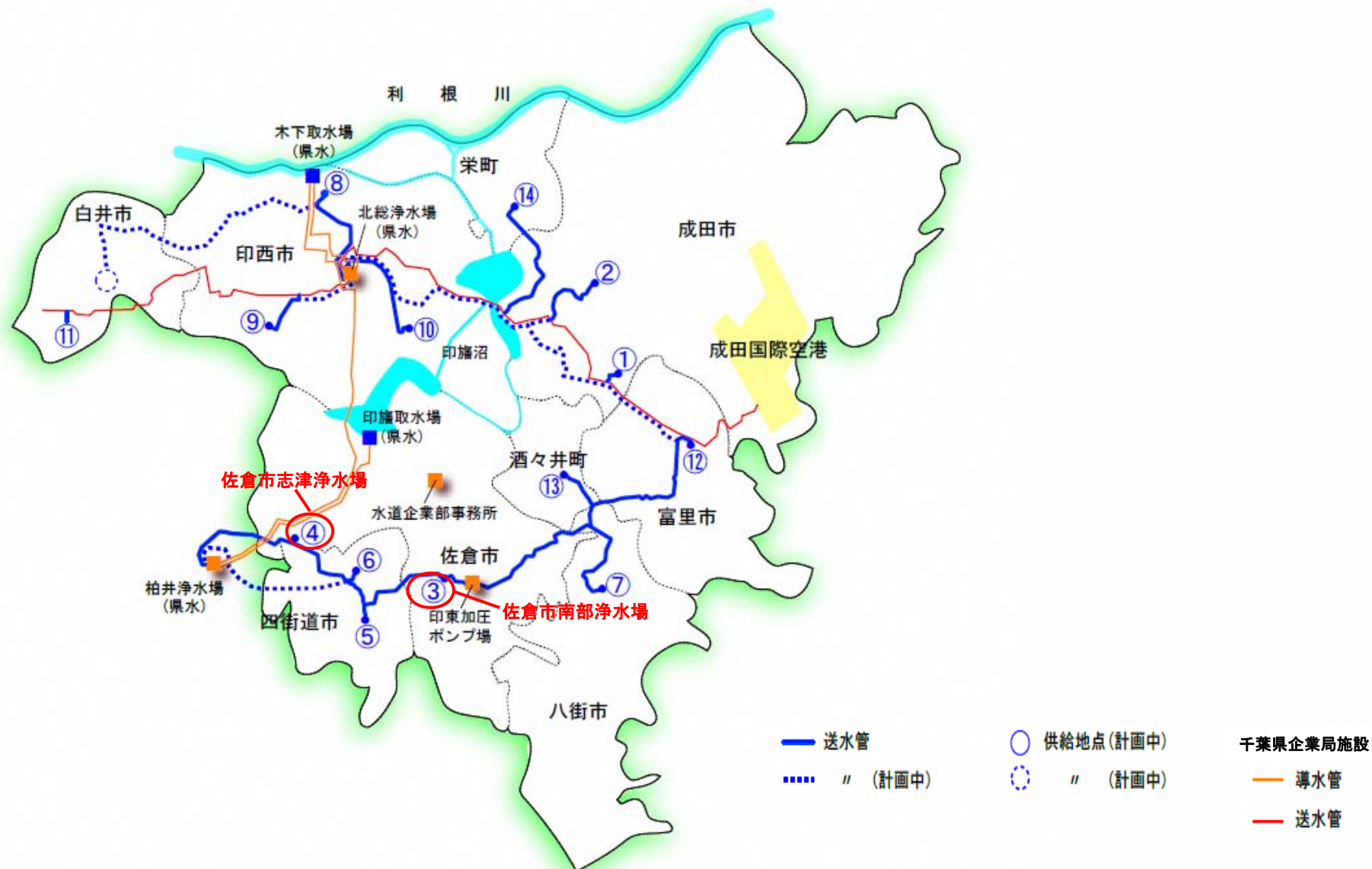


※1: 当市の井戸の一部は、千葉県環境保全条例に基づき、暫定的に使用を許可された井戸(後述)となっていますが、井戸自体は全て当市の保有資産であることから、本資料では、自己水源と表記しています。

※2: 印旛広域水道用水供給事業は、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町の印旛地域9市町に水道用水を供給している水の卸売り事業者で、このような用水供給事業者から水を購入することを受水といいます。

(2) 印旛広域水道 送水系統図

ビジョンP4,5

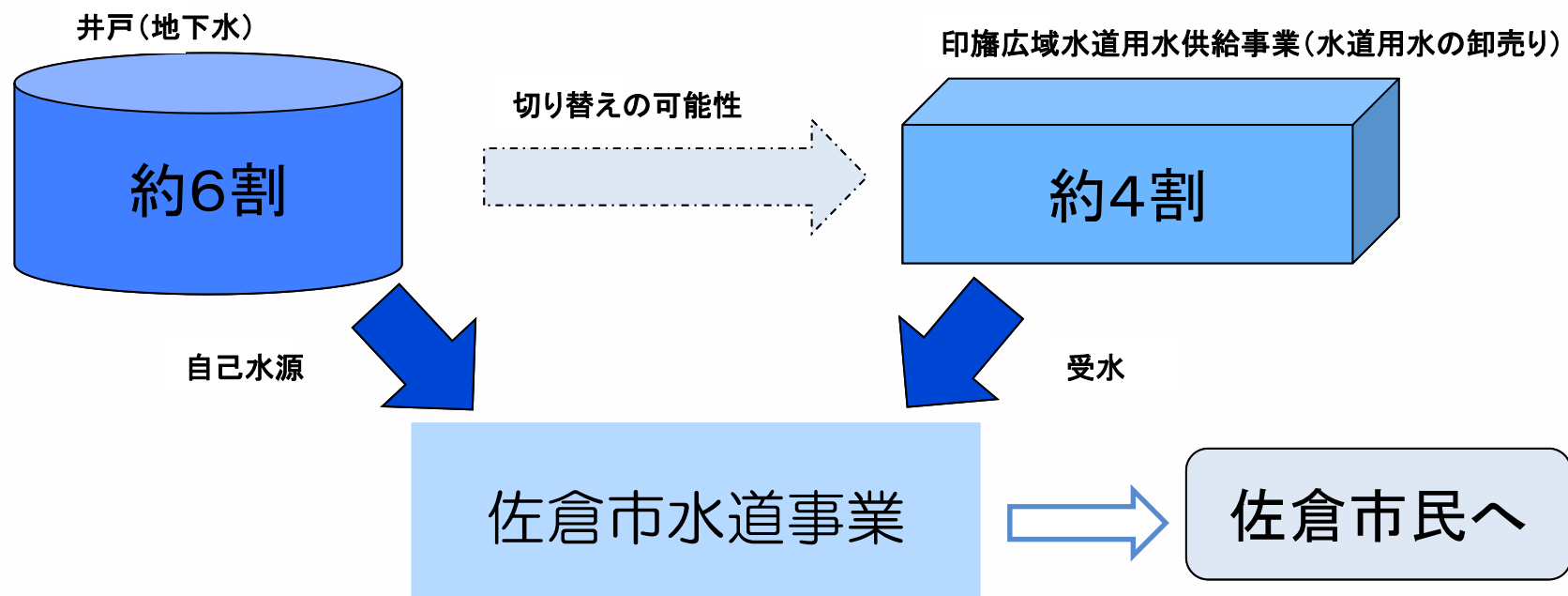


(3) 佐倉市水道事業の水源状況

佐倉市水道事業における自己水源と受水

- 佐倉市水道事業は、現在、32本の井戸(地下水)を保有するとともに、印旛広域水道用水供給事業から受水も行っています。水道水の割合は、約6割が地下水、残りの4割程が受水です。
- 今後は、地下水の一部を受水に切り替える可能性があります。
- 地下水を受水に切り替えた場合には、受水に係るコスト(受水費)が増加することとなります。現状、受水費は**本来的な事業活動に係る費用の4割程度**を占めており、この増加は将来的に経営を圧迫する一要因となるものと想定されます。

佐倉市水道事業の水道水



(4) 参画するダム事業

ビジョンP10,11

- 表流水は利根川水系のもので、水源は、奈良俣ダム(平成2年完成)、ハッ場ダム(令和2年完成)です。現在、霞ヶ浦導水は建設中(令和5年度完成予定)です。



(出典) 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦導水工事事務所「霞ヶ浦導水事業の概要」を一部修正
<http://www.ktr.mlit.go.jp/dousui/index0001.html>

(5)ダム事業への参画と地下水から受水への切り替え

佐倉市は、なぜダム事業に参画するのか。なぜ地下水から受水へ切り替えるのか？

- 千葉県では、地盤沈下対策として千葉県環境保全条例に基づき、井戸の本数や汲み上げ量等を制限しています。
→これを地下水採取規制といいます。
- 当市を含む印旛地域は、昭和49年から全域が規制区域に指定され、水道事業については、他の水源を確保することが著しく困難な場合のみ、地下水の利用が認められている状況です。
- 従って、当市は、地下水の利用に制限があり、地下水に替わる水源を確保しなければならないことが、ダム事業に参画する理由です。
- 当市は、このようなことから奈良俣ダム(平成2年完成)やハッ場ダム(令和2年完成)、そして霞ヶ浦導水事業(令和5年度末完成予定)に参画しています。

佐倉市が保有する井戸

- 佐倉市水道事業は、現在、32本の井戸を保有しています。
- このうち24本の井戸は、千葉県環境保全条例に基づき、ハッ場ダムや霞ヶ浦導水の完成に伴い、他の水源が確保された場合、廃止することを条件に暫定的に許可された井戸となっています。(いわゆる暫定井戸)
- 残り8本は、現在の千葉県環境保全条例の前身となる千葉県公害防止条例による昭和49年の規制以前から使用していた井戸で暫定井戸と異なり、代替水源の供給に伴う転換といった条件は付されていません。

ハッ場ダムの完成(令和2年3月末)による影響

- 令和2年3月末にハッ場ダムが完成しました。これにより当市の令和2年度の受水量は、令和元年度の1日当たり19,500立方メートルから24,500立方メートルに増加しました。
- 1日当たり5,000立方メートルの受水の増は、費用にして約3億円の増となり、これにより令和2年度予算は、支出が収入を上回る赤字予算となりました。

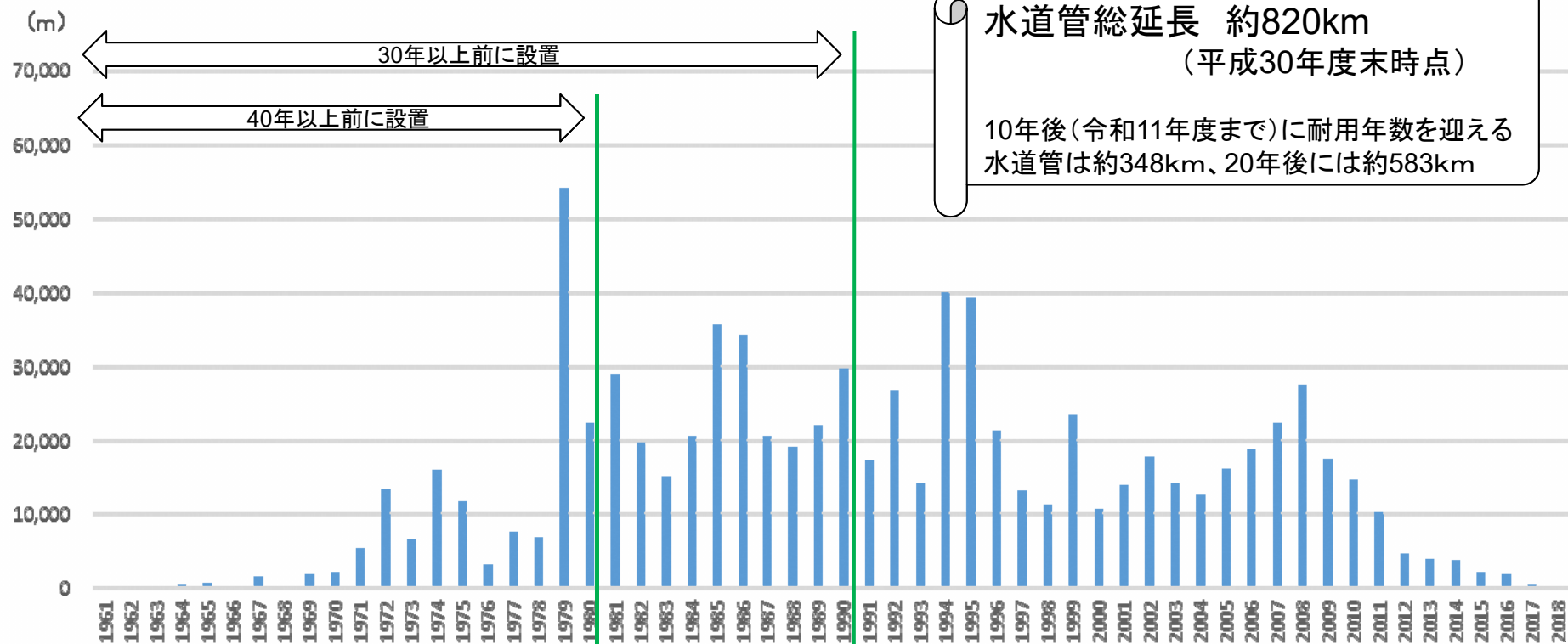
(6) 水道施設の老朽化(水道管の管路延長)

ビジョンP14

水道施設の老朽化

- 佐倉市水道事業の管路の布設年度別延長についてみると、最も古い管路は1961年(昭和36年)から設置されており、1979年(昭和54年)に最も多くの管路が設置されています。
- 水道施設の耐用年数を40年と仮定した場合、今後は更新投資が必要となる施設が増加していくものと見込まれます。

佐倉市水道の管路延長



2. 佐倉市下水道事業の概要

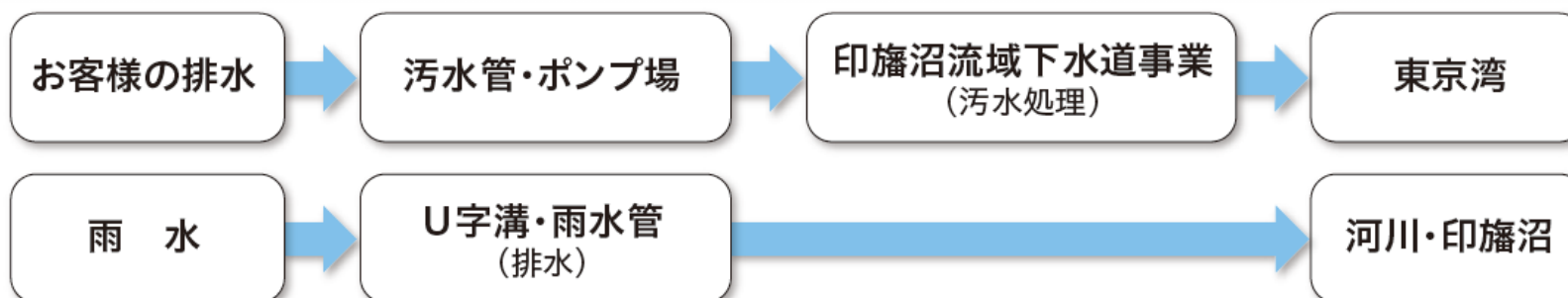
(1) 佐倉市下水道事業の概要

ビジョンP6,7

佐倉市下水道事業の概要(平成30年度)	
建設事業開始年月日	昭和41年11月1日
供用開始年月日	昭和42年6月27日
排除方式	分流式
行政区域内人口	175,476人
現在処理区域内人口	162,525人 (普及率 92.6%)
水洗便所設置済人口	158,805人 (水洗化率 97.7%)

- 佐倉市の下水道事業は、昭和41年の建設事業開始され、平成3年の市街化区域整備完了から28年経過しています。印旛沼流域下水道に接続し、終末下水処理を委託しています。(流域下水道事業とは、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有する事業をいいます。)
- 平成30年度時点で、行政区域内人口は175,476人に対して現在処理区域内人口は162,525人で、下水道事業の人口普及率(現在処理区域内人口／行政区域内人口)は92.6%です。また、水洗便所設置済人口は158,805人で、水洗化率(水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口)は97.7%に達しています。

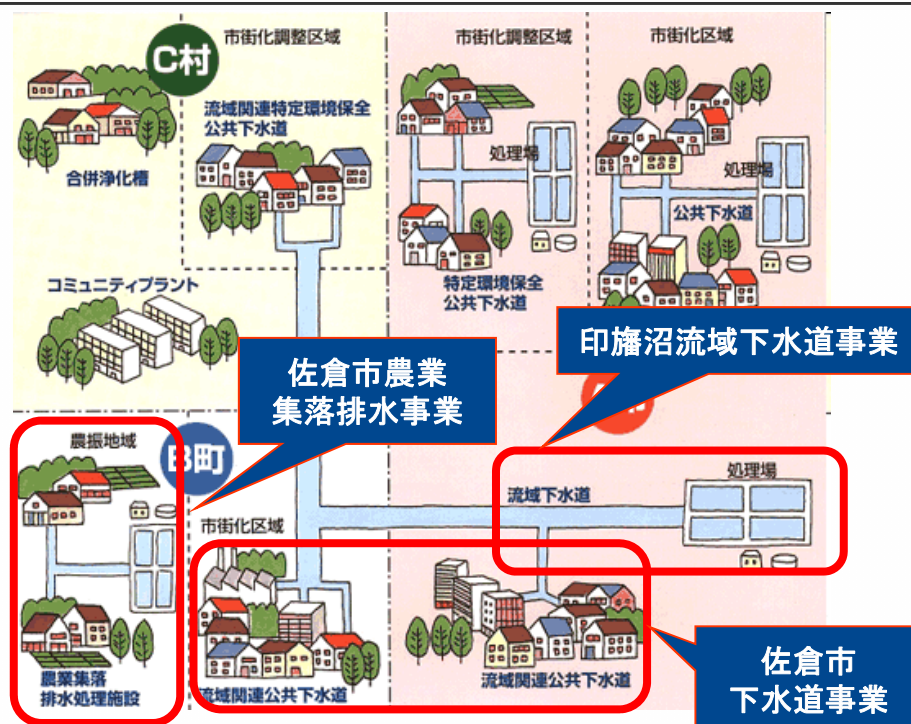
【排水から処理までの流れ】



(2) 佐倉市下水道事業における終末処理

佐倉市下水道事業における終末処理

- 佐倉市の下水道事業は、流域下水道に接続し、終末下水処理を委託しています。流域下水道事業とは、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有する事業を示します。つまり、汚水を処理するための処理施設はもたず、広域的に汚水処理をしています。
- 汚水の処理は、接続先の流域下水道事業である「印旛沼流域下水道」によって行われており、処理に係る費用として「流域下水道維持管理運営負担金」を支払っています。流域下水道維持管理運営費は、**本来的な事業活動に係る費用の6割程度を占めており、市単独で削減することが困難である費用です。**
- その一方で、佐倉市の農業集落排水事業は、それぞれの地域にある施設で排水処理を行なっています。



佐倉市の下水道事業の場合

		[流域関連][農集]	
下水道施設	排水施設(排水管など)	有	有
	補完施設(ポンプ場など)	有	有
	終末処理施設	無	有

↓
汚水は印旛沼流域下水道(千葉県)で処理

(3) 佐倉市下水道事業における終末処理

ビジョンP6,7



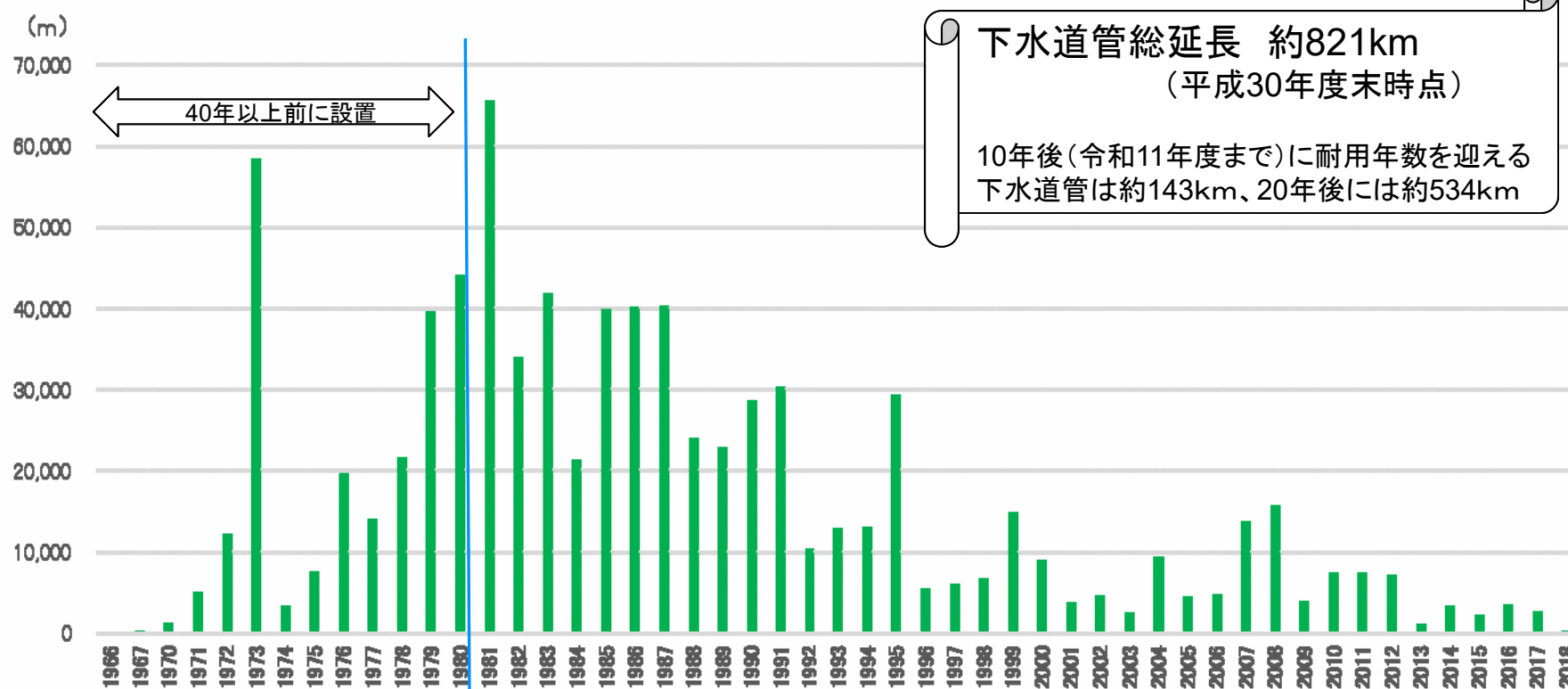
(4) 下水道施設の老朽化(下水道管の管路延長)

ビジョンP14

下水道施設の老朽化

- 佐倉市下水道事業の管渠(雨水と汚水の合計)の延長状況についてみると、最も古い管渠は1967年(昭和42年)から設置されており、1981年(昭和56年)に最も多くの管路が設置されています。
- 下水道施設の耐用年数を50年と仮定した場合、今後は更新投資が必要となる施設が増加していくものと見込まれます。

佐倉市下水道の管路延長



(出典)佐倉市「総括調書」より作成

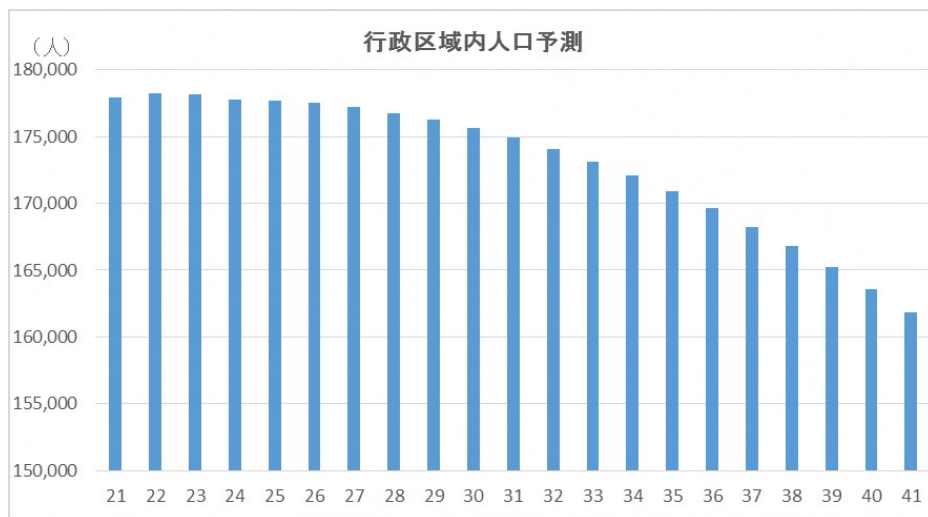
3. 人口と水量、水道料金、下水道使用料

(1) 人口と水量の今後の予測

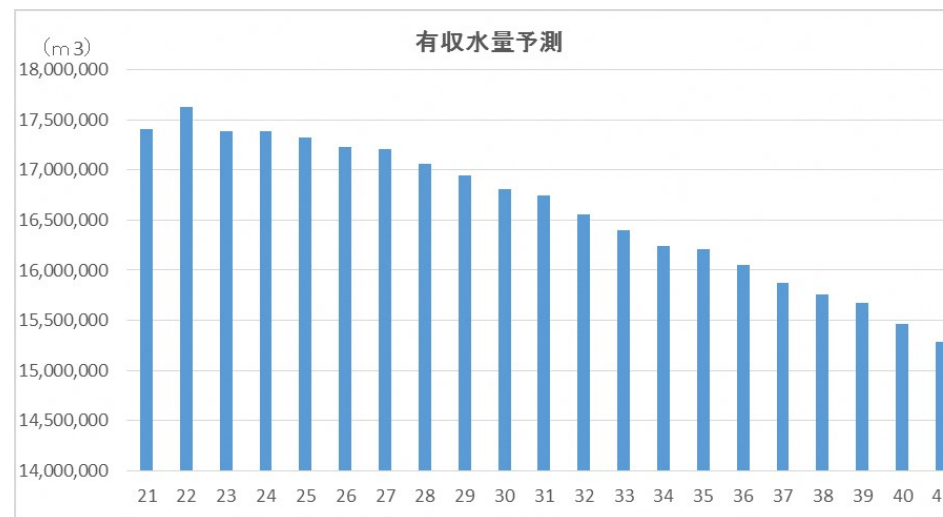
人口と水量の今後の予測

- 佐倉市の行政区域内人口は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続いていくものと想定されます。人口が減少していくことで上下水道の利用者が減少し、その結果有収水量も減少していくことが想定されます。
- 人口減少は全国の地方部で共通してみられる傾向であり、有収水量の減少についても大口需要家の撤退など外部環境に左右されます。そのため、佐倉市がそれらの減少傾向に歯止めをかけるのは難しいものと考えられます。ゆえに、人口と有収水量は今後も減少していくものと想定され、給水収益や下水道使用料収入も減少傾向が続いていくものと想定されます。

佐倉市における行政区域内人口の予測



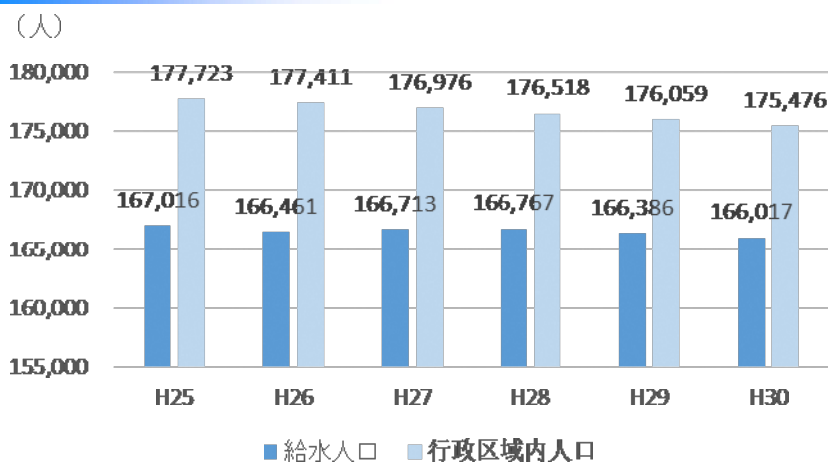
佐倉市における有収水量の予測(水道事業)



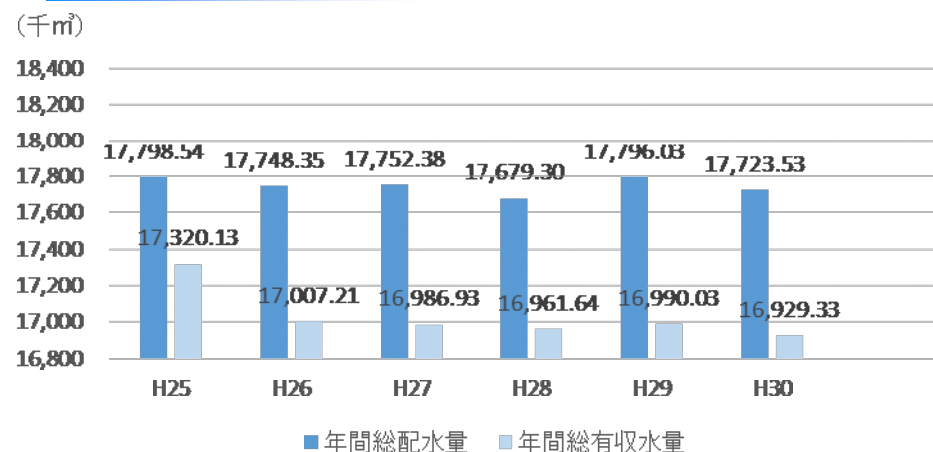
(2) 佐倉市水道事業の業務量の推移

- 佐倉市では給水人口は減少傾向にあります、給水件数は小世帯化が進んでいるために微増傾向にあります。
- 佐倉市水道事業の年間総配水量は、横ばいから微減傾向にあります。

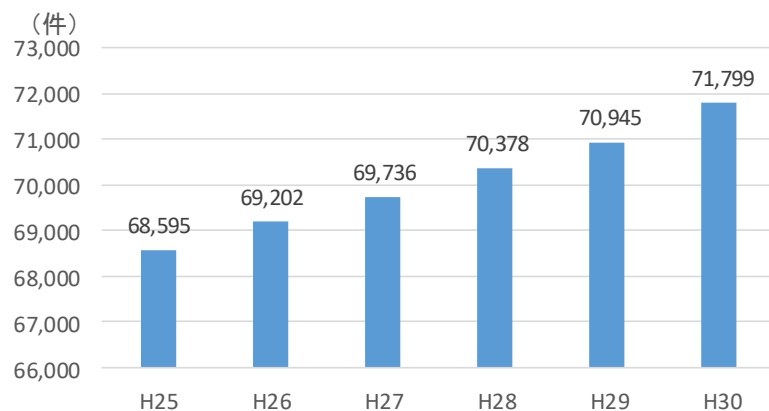
給水人口の推移



年間総配水量の推移



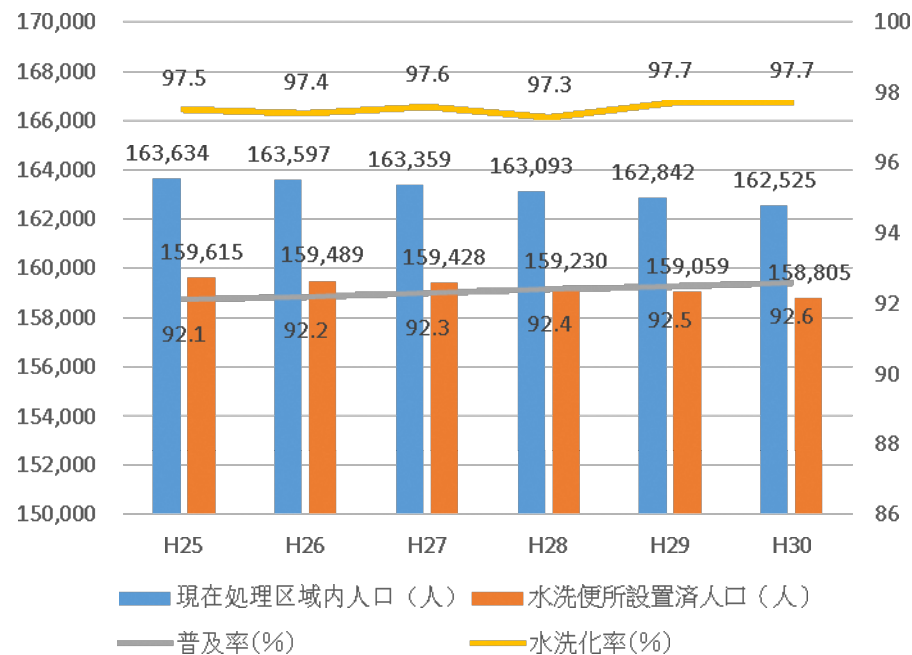
給水件数の推移



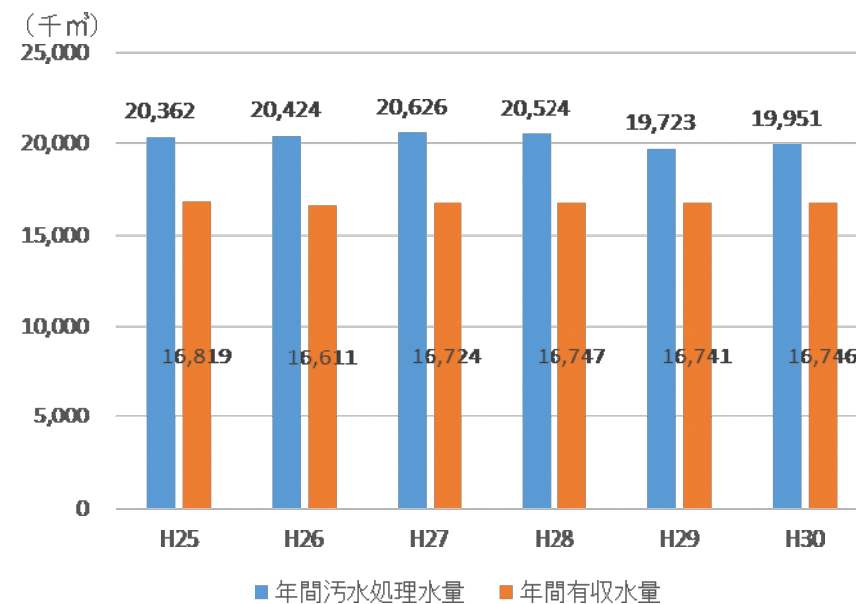
(3) 佐倉市下水道事業の業務量の推移

- 佐倉市の下水道普及率((現在処理区域内人口／行政区域内人口)×100)は緩やかな上昇傾向にあり、平成30年度時点で92.6%に達しています。
- 水洗化率((水洗便所設置済人口／現在処理区域内人口)×100)とは、下水道の整備区域で、実際に管渠に接続している人口の割合です。水洗化率は、90%台後半で推移しています。
- 年間汚水処理水量は平成29年以降減少傾向にあります。年間有収水量は過去5年間、同水準で推移しています。

普及率の推移



年間汚水処理水量の推移



(4) 県内自治体間における水道料金の比較 1ヶ月20m³使用

■ 下図は、水道料金の県内自治体間における比較です。一般的な口径20ミリで1ヶ月に20m³使用したケースです。

県内水道事業体料金比較

令和2年4月1日現在（税込）			
条件：口径20mm、1ヶ月20m ³ 使用			
No	都市・事業体名	水道料金 (税込)	適用年月日 (近年改定)
1	習志野市	2,629	元. 10. 1
2	四街道市	2,640	元. 10. 1
3	松戸市	2,761	元. 10. 1
4	我孫子市	2,882	元. 10. 1
5	流山市	3,080	元12. 1検針以降
6	八千代市	3,102	元. 10. 1
7	柏市	3,124	元. 10. 1
8	野田市	3,190	元. 10. 1
9	千葉県	3,256	元. 10. 1
〃	千葉市	3,256	元. 10. 1
〃	市原市	3,256	元. 10. 1
12	成田市	3,322	元. 10. 1
13	佐倉市	3,509	元. 10. 1
14	銚子市	3,531	元. 10. 0
15	白井市	3,619	元. 10. 1
16	酒々井町	3,630	元. 10. 1
17	長生郡市広域(組)	3,943	元. 10. 1
18	いすみ市	4,048	元. 10. 1
19	袖ヶ浦市	4,158	元. 10. 1
20	長門川水道（企）	4,180	元. 10. 1
21	木更津市	4,290	元. 10. 1

条件：口径20mm、1ヶ月20m ³ 使用			
No	都市・事業体名	水道料金 (税込)	適用年月日 (近年改定)
〃	印西市(印西地区)	4,290	元. 10. 1
〃	富里市	4,290	元. 10. 1
〃	多古町	4,290	元. 10. 1
25	八街市	4,337	元. 10. 1
26	神崎町	4,400	元. 10. 1
27	八匝水道（企）	4,532	元. 10. 1
28	君津市	4,565	元. 10. 1
29	東庄町	4,620	元11. 検針より
〃	旭市	4,620	元. 10. 1
31	香取市	4,730	元. 10. 1
32	南房総市	4,814	元. 10. 1
〃	三芳水道（企）	4,814	元. 10. 1
34	鴨川市	4,829	元. 10. 1
35	御宿町	4,840	元. 10. 1
36	山武市	4,895	元. 10. 1
37	鋸南町	5,071	元. 10. 1
38	大多喜町	5,093	元. 10. 1
39	山武郡市広域水道(企)	5,318	元. 10. 1
40	勝浦市	5,456	元. 10. 1
41	富津市	5,500	元. 10. 1

元. 10. 1消費税10%改定

(4-2) 県内自治体間における水道料金の比較 1ヶ月30m³使用

■ 前頁に続き、水道料金の県内自治体間における比較です。口径20ミリで1ヶ月に30m³使用したケースです。

県内水道事業体料金比較

令和2年4月1日現在（税込）			
条件：口径20mm、1ヶ月30m ³ 使用			
No	都市・事業体名	水道料金 (税込)	適用年月日 (近年改定)
1	習志野市	3,707	元. 10. 1
2	四街道市	4,235	元. 10. 1
3	八千代市	4,807	元. 10. 1
4	柏市	4,829	元. 10. 1
5	我孫子市	4,961	元. 10. 1
6	野田市	5,170	元. 10. 1
7	流山市	5,280	元12. 1検針以降
8	松戸市	5,401	元. 10. 1
9	佐倉市	5,489	元. 10. 1
10	酒々井町	5,665	元. 10. 1
11	銚子市	5,676	元. 10. 1
12	千葉県	5,940	元. 10. 1
〃	千葉市	5,940	元. 10. 1
〃	市原市	5,940	元. 10. 1
15	成田市	6,006	元. 10. 1
16	いすみ市	6,138	元. 10. 1
17	長生郡市広域(組)	6,143	元. 10. 1
18	白井市	6,259	元. 10. 1
19	印西市(印西地区)	6,270	元. 10. 1
20	富里市	6,380	元. 10. 1
〃	長門川水道(企)	6,380	元. 10. 1

条件：口径20mm、1ヶ月30m ³ 使用			
No	都市・事業体名	水道料金 (税込)	適用年月日 (近年改定)
〃	多古町	6,380	元. 10. 1
23	袖ヶ浦市	6,402	元. 10. 1
24	木更津市	6,545	元. 10. 1
25	神崎町	6,600	元. 10. 1
26	八匠水道(企)	6,798	元. 10. 1
27	八街市	6,847	元. 10. 1
28	山武市	6,875	元. 10. 1
29	東庄町	6,930	元11. 検針より
30	旭市	6,930	元. 10. 1
31	君津市	7,139	元. 10. 1
32	香取市	7,150	元. 10. 1
〃	御宿町	7,150	元. 10. 1
34	南房総市	7,465	元. 10. 1
〃	三芳水道(企)	7,465	元. 10. 1
36	鴨川市	7,579	元. 10. 1
37	山武郡市広域水道(企)	7,683	元. 10. 1
38	大多喜町	8,008	元. 10. 1
39	富津市	8,140	元. 10. 1
40	鋸南町	8,778	元. 10. 1
41	勝浦市	8,866	元. 10. 1

元. 10. 1消費税10%改定

(5) 県内自治体間における下水道使用料の比較 1ヶ月20m³使用

■ 下図は、下水道使用料の県内自治体間における比較です。1ヶ月に20m³使用したケースです。

県内市町村下水道使用料比較

令和2年4月1日現在（税込）

条件：1月20m ³ 使用			
No	都市・事業体名	下水道使用料 (税込)	適用年月日 (近年改定)
1	浦安市	1,848	1.10.1
2	船橋市	1,974	1.10.1
3	成田市	1,980	1.10.1
4	君津富津広域下水道組合	1,980	1.10.1
5	千葉市	2,035	1.10.1
6	八千代市	2,101	1.10.1
7	習志野市	2,192	1.10.1
8	市原市	2,145	1.10.1
9	四街道市	2,145	1.10.1
10	我孫子市	2,178	1.10.1
〃	印西市	2,178	1.10.1
12	流山市	2,200	1.10.1
〃	白井市	2,200	1.10.1
14	酒々井町	2,266	1.10.1
15	野田市	2,310	1.10.1
〃	富里市	2,310	1.10.1
17	袖ヶ浦市	2,344	1.10.1

条件：1月20m ³ 使用			
No	都市・事業体名	下水道使用料 (税込)	適用年月日 (近年改定)
18	柏市	2,357	1.10.1
19	長生村	2,420	1.10.1
20	松戸市	2,468	1.10.1
21	佐倉市	2,472	1.10.1
22	銚子市	3,003	1.10.1
〃	香取市	2,530	1.10.1
〃	栄町	2,530	1.10.1
25	木更津市	2,552	1.10.1
26	市川市	2,563	1.10.1
27	館山市	2,660	1.10.1
28	鎌ヶ谷市	2,698	1.10.1
29	東金市	2,714	1.10.1
30	旭市	2,750	1.10.1
〃	八街市	2,750	1.10.1
32	茂原市	3,080	1.10.1
33	大網白里市	3,190	1.10.1
34	芝山町	3,300	1.10.1

元.10.1消費税10%改定

(5-2) 県内自治体間における下水道使用料の比較 1ヶ月30m³使用

■ 下図は、下水道使用料の県内自治体間における比較です。1ヶ月に30m³使用したケースです。

県内市町村下水道使用料比較

令和2年4月1日現在（税込）

条件：1月30m ³ 使用			
No	都市・事業体名	下水道使用料 (税込)	適用年月日 (近年改定)
1	浦安市	2,970	1.10.1
2	成田市	3,190	1.10.1
3	我孫子市	3,432	1.10.1
4	印西市	3,498	1.10.1
5	四街道市	3,520	1.10.1
6	八千代市	3,564	1.10.1
7	白井市	3,630	1.10.1
8	市原市	3,674	1.10.1
9	流山市	3,685	1.10.1
10	千葉市	3,707	1.10.1
11	習志野市	3,892	1.10.1
〃	君津富津広域下水道組合	3,740	1.10.1
〃	富里市	3,740	1.10.1
14	酒々井町	3,751	1.10.1
15	船橋市	3,789	1.10.1
16	野田市	3,795	1.10.1
17	袖ヶ浦市	3,829	1.10.1

条件：1月30m ³ 使用			
No	都市・事業体名	下水道使用料 (税込)	適用年月日 (近年改定)
18	柏市	3,853	1.10.1
19	銚子市	4,719	1.10.1
〃	木更津市	3,960	1.10.1
〃	栄町	3,960	1.10.1
〃	長生村	3,960	1.10.1
23	佐倉市	4,001	1.10.1
25	館山市	4,170	1.10.1
26	香取市	4,180	1.10.1
27	松戸市	4,250	1.10.1
28	東金市	4,287	1.10.1
29	旭市	4,290	1.10.1
30	市川市	4,356	1.10.1
31	八街市	4,400	1.10.1
〃	芝山町	4,400	1.10.1
33	鎌ヶ谷市	4,843	1.10.1
34	茂原市	4,950	1.10.1
〃	大網白里市	4,950	1.10.1

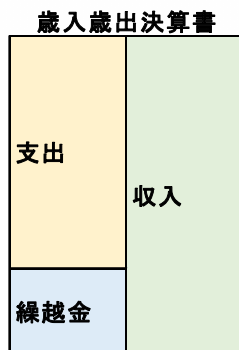
元.10.1消費税10%改定

4. 地方公営企業会計の仕組み

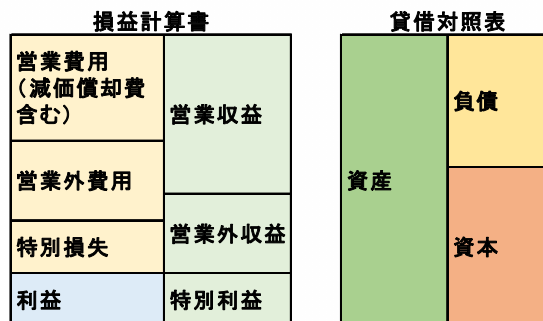
(1) 地方公営企業会計の概観

- 水道事業・下水道事業は、一般会計とは異なる会計制度（地方公営企業法）となっています。佐倉市下水道事業においては、平成26年4月から地方公営企業法が適用されています。
- 一般会計や地方公営企業法を適用していない特別会計には、官庁会計方式が適用されます。官庁会計方式においては、現金主義を採用しており、現金収支に基づき会計処理を行っています。
- 地方公営企業を適用している場合には、企業会計方式が適用されます。企業会計方式においては発生主義を採用しており、現金収支にかかわらず発生の事実に基づき会計処理を行っています（減価償却費など非現金費用が計上されます）。
- 企業会計方式では、主に損益計算書と貸借対照表を用いて行っています。今後の財政の見通しなどについては、これらの財務諸表を基に、民間企業の分析に則した手法で診断を行います。

官庁会計方式（現金主義）

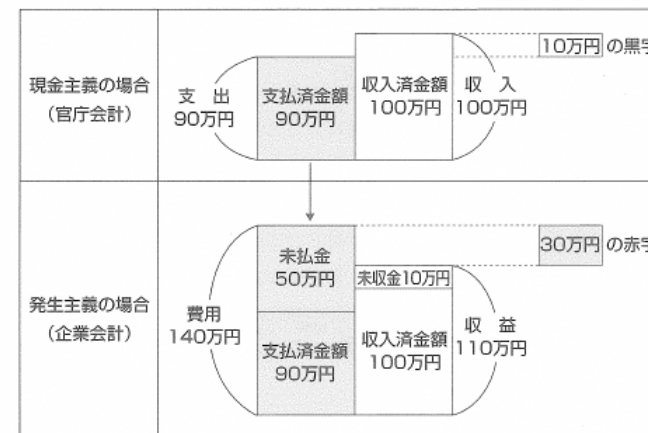


企業会計方式（発生主義）



毎年度の利益が資本として内部留保されます

現金主義と発生主義の比較



(出典) 地方公営企業制度研究会「やさしい公営企業会計」より抜粋

(2) 減価償却費と長期前受金戻入

- 地方公営企業会計では、補助金等で資産を取得した場合、一般的な企業会計で計上される減価償却費に加え、当該補助金等については、一旦、長期前受金として負債計上したうえで、以後、減価償却見合い分を、順次収益化することとされています。
- 上記のような会計処理は、1年間における的確な損益計算するために行われます。建物や設備などの資産は、長期に渡り企業活動を支えることから、資産取得に伴う収入、支出は単年度の一時的な会計処理ではなく、使用期間に応じ、収入と支出を割り振ることとされています。

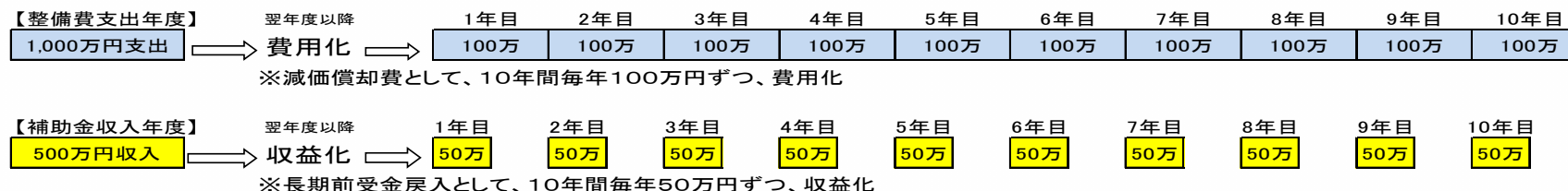
減価償却費とは

- 管路や設備等の資産は、整備後経年に伴い、資産価値が減少していくことから、その目減り分を経費として計上し、これを減価償却費といいます。つまり減価償却とは、資産の取得に要した経費を、資産の価値の減少に応じて、その使用期間全体に割り振ることです。資産価値の減少は、その都度現金支出は生じないため、あくまでも帳簿上の処理で、費用計上の際に実際の現金支出はありません。

長期前受金戻入とは

- 管路や設備等の資産を補助金等で取得した場合、当該資産の効果は後年度にも及ぶことから、財源である補助金等についても、後年度に繰り延べて、収益化するものです。つまり、長期前受金戻入とは、減価償却が取得経費を使用期間全体に費用を割り振る一方、その財源を収益として割り振ることです。長期前受金戻入は、あくまでも帳簿上の処理で、収益上、実際の現金収入はありません。

1,000万円の資産（耐用年数は10年とする。）を整備するに当たり、500万円の補助金を受けた場合

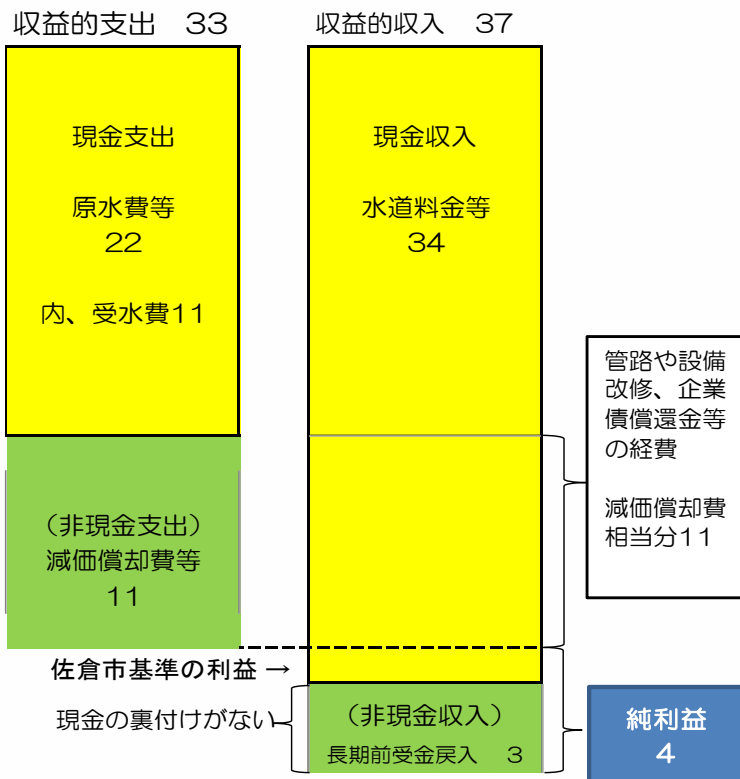


(3) 損益計算書の特徴

- 下図は、水道事業と下水道事業の財政構造を概念的に示すものです。経営成績を把握するうえでは、非現金支出である減価償却費と非現金収入である長期前受金戻入に着目することが重要となります。
- 佐倉市では、長期前受金戻入は、現金の裏付けのない利益（非現金収入）であることから、損益計算書で示される純利益からこれを差し引いた数値を佐倉市基準の利益としています。

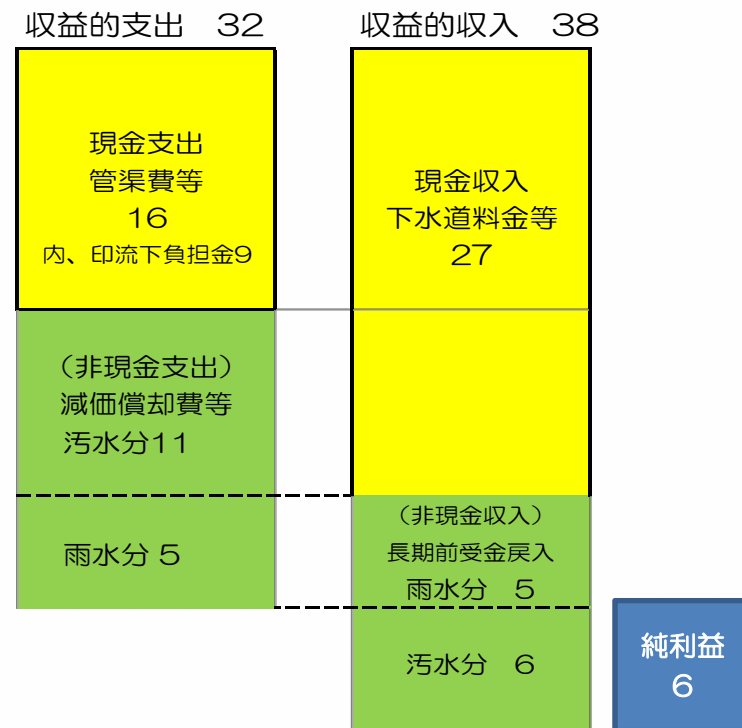
水道事業

収益37－費用33＝ 利益 4
※利益の内、長期前受金戻入による利益3



下水道事業

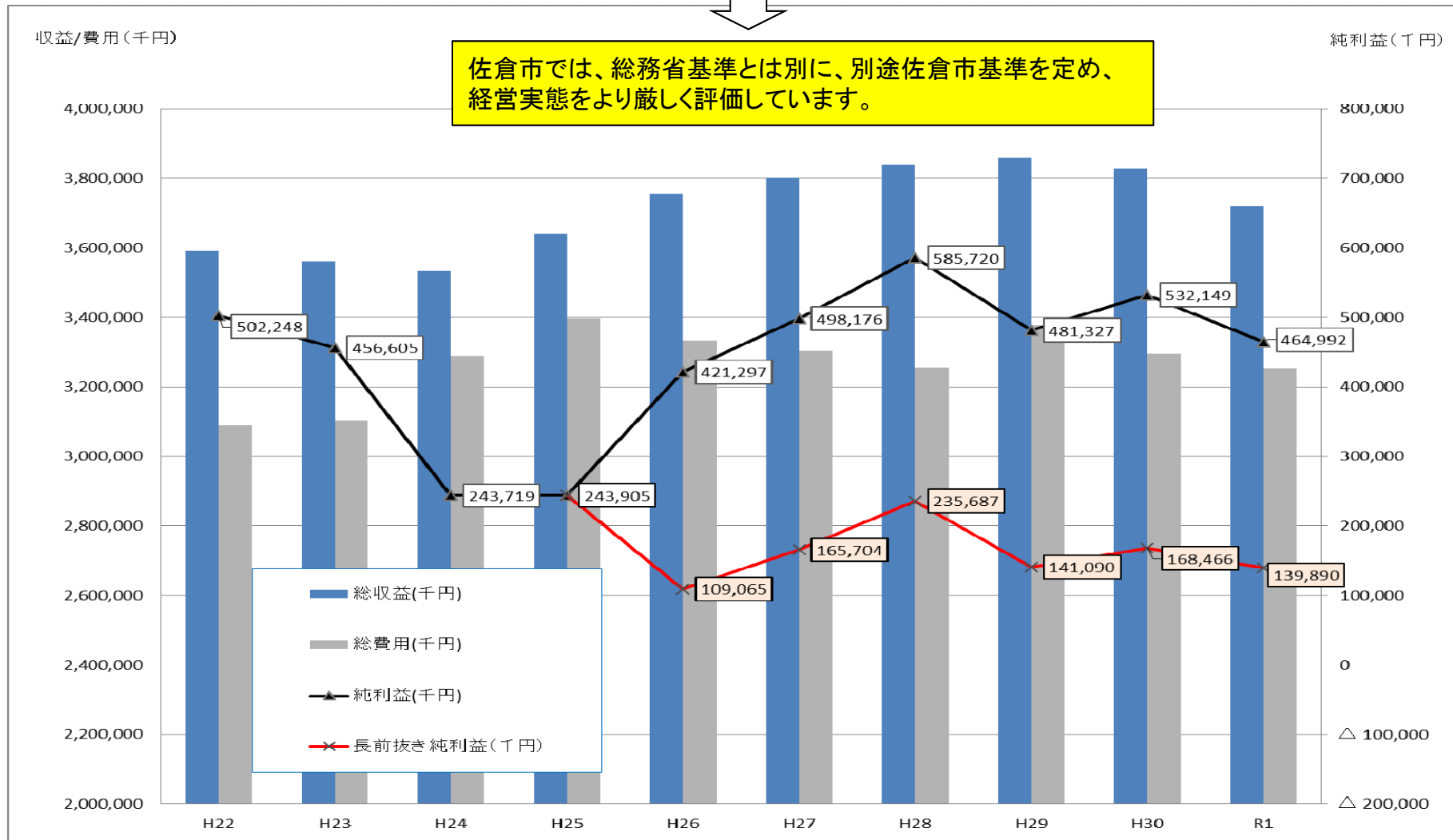
収益38－費用32＝ 利益 6
※利益は、全額長期前受金戻入によるもの



5. 水道事業・下水道事業の経営状況

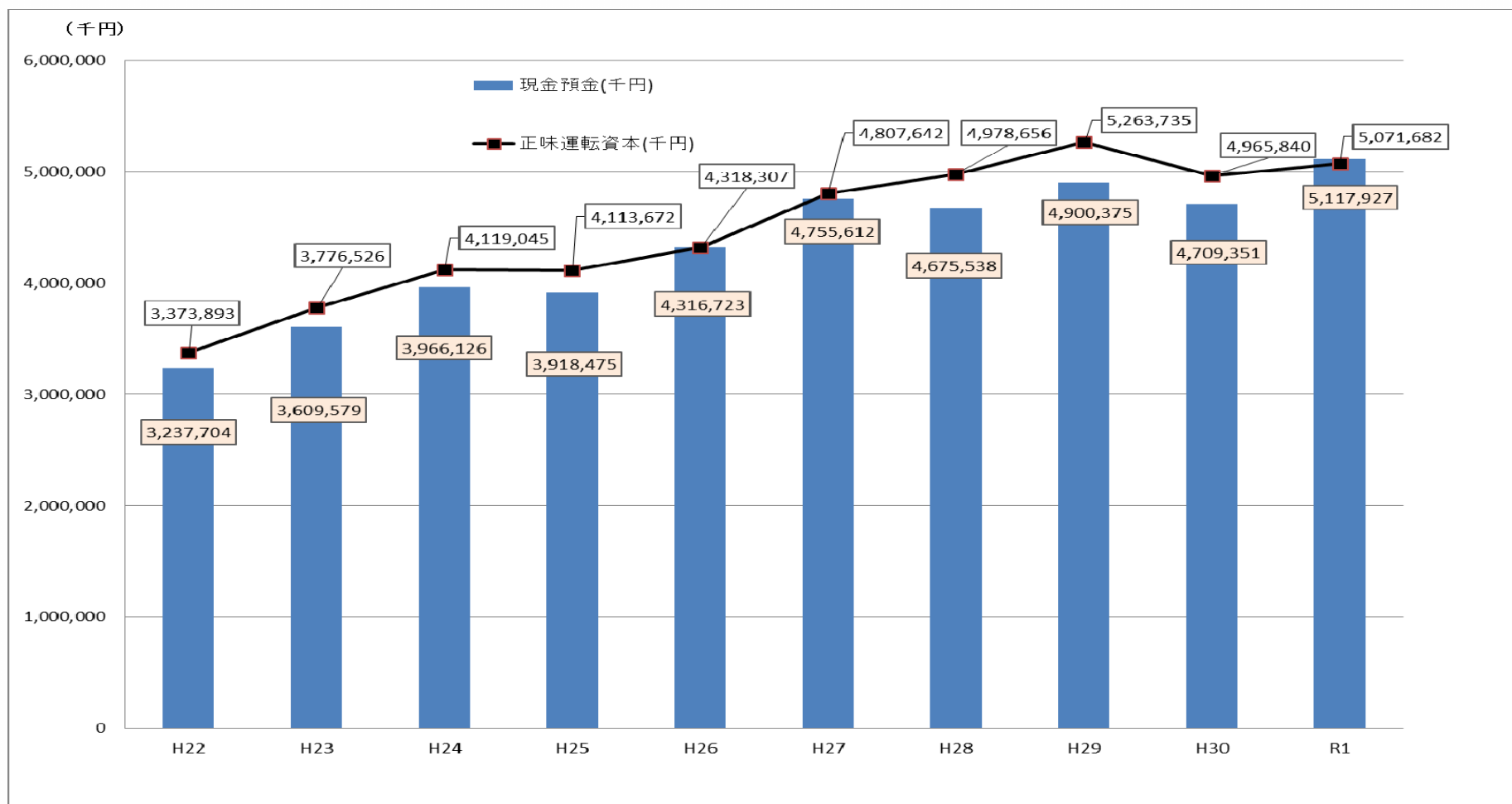
(1) 水道事業 純利益の推移

- 純利益の黒い線・長期前受金戻入(現金の裏づけのない会計処理上の収入)を含めた利益→全国ルール(総務省基準)
- 純利益の赤い線・長期前受金戻入を含まない利益→佐倉市の独自ルール(佐倉市基準)



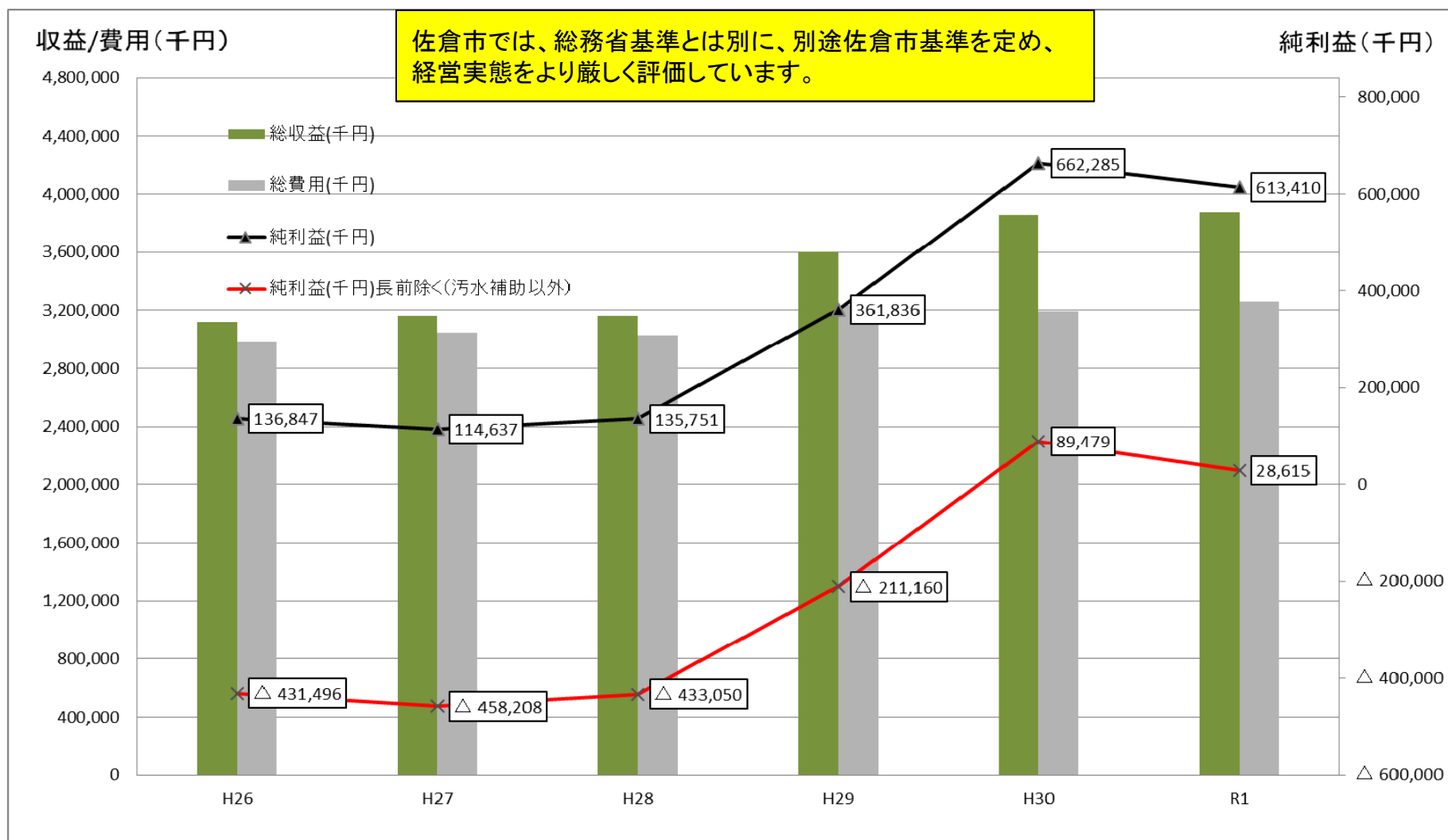
(2) 水道事業 現預金の推移

- 現金預金は増加傾向にあります。今後は受水費の増加等により減少傾向に転じる懸念があります。
- 正味運転資本とは流動資産(未収金等を含む)と流動負債(未払金等を含む)との差額のことです。増加していれば資金繰りは良好であり、減少していれば資金繰りは悪化していると判断されます。



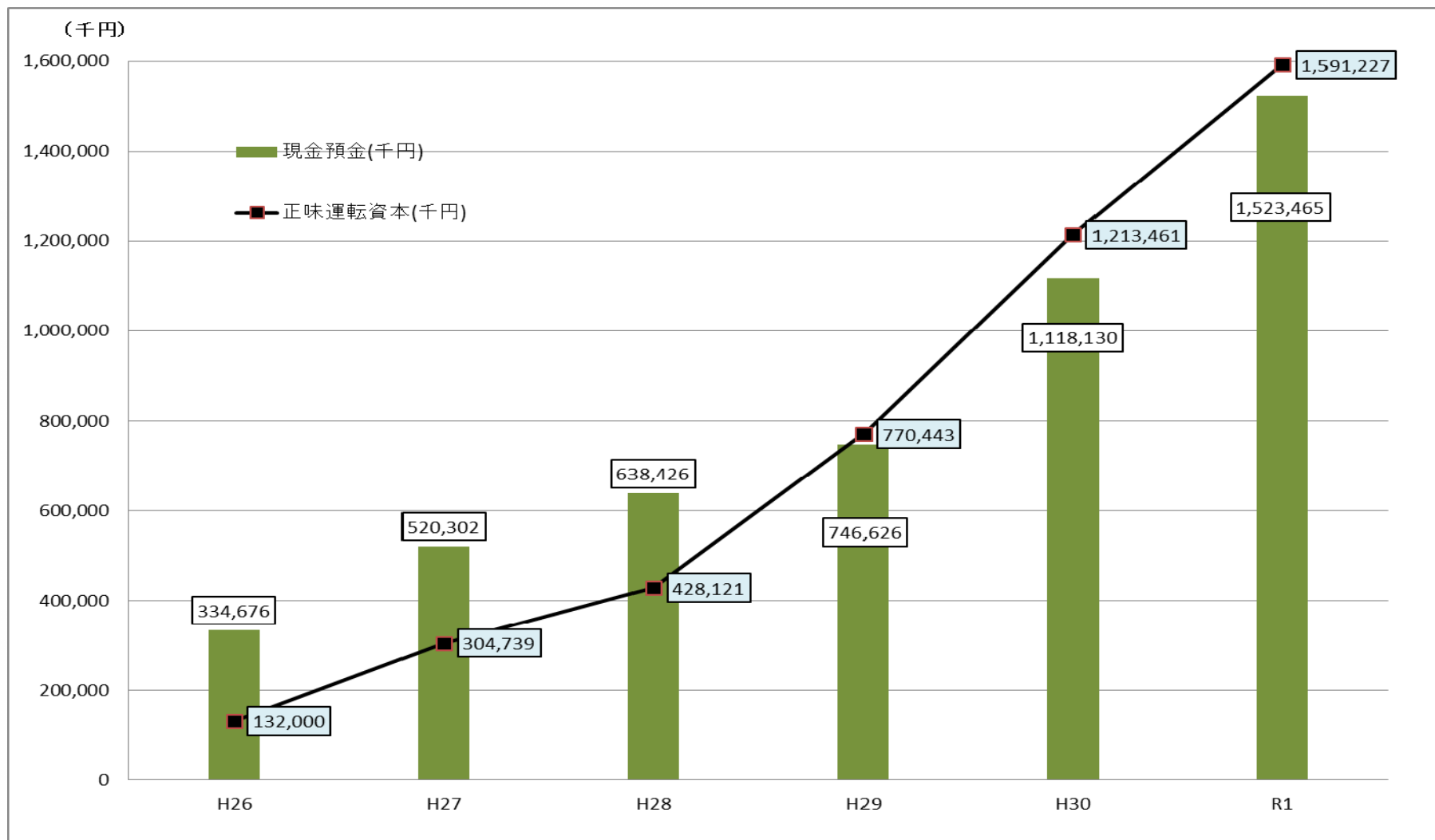
(3) 下水道事業 純利益の推移

- 純利益の黒い線・長期前受金戻入(現金の裏づけのない会計処理上の収入)を含めた利益→全国ルール(総務省基準)
- 純利益の赤い線・長期前受金戻入を含まない利益→佐倉市の独自ルール(佐倉市基準)



(4) 下水道事業 現預金の推移

■ 現金預金及び正味運転資本は平成29年7月の使用料率改定以降、増加し、現時点においては安定傾向にあります。



(5) 経営状況のまとめ

佐倉市水道事業の経営状況

- 水道事業は、平成13年の料金改定以来(消費税を除く)、黒字経営を維持し、約50億円の現預金を保有するなど、現状、安定経営を維持していると考えています。
- 平成30年度決算では、総務省基準で約4.6億円、より厳しい佐倉市基準においても約1.4億円の純利益を計上しています。(1.4億は、4.6億から現金の裏付けのない長期前受金戻入(3.2億)を差し引いたもの)
- 他方、令和2年3月にハッ場ダムが完成し、このことにより令和2年度より受水量が1日当たり5,000立方メートル増加します。この影響額は、受水単価で試算しますと約3億円であることから、実質的な利益も無くなる状況であり、経営環境は、黒字経営から赤字経営へ移行します。
- 【まとめ】令和2年度以降、単年度収支では、大幅な赤字体質に転落しますが、他方50億円の現預金を保有し、当面の経営体力は保持していると考えています。ただし、建設事業において上下水道ビジョンに基づく老朽化対策に加え、新たにハッ場ダムや霞ヶ浦導水を見据えた大規模な施設整備が必要となり、現預金の減少幅は大きくなるものと予想されています。

佐倉市下水道事業の経営状況

- 下水道事業は、平成29年7月に33.1%の値上げを実施し、これにより経営状況は改善しました。現状では安定経営を継続していると考えています。
- 平成30年度決算では、約6億円の純利益を計上しましたが、より厳しい佐倉市基準でみるとほぼイーブンです。(イーブンとは、6億の利益から汚水分の長期前受金戻入6億を差し引いたもので、イーブンは、値上げ時の設計どおりです。)
- 他方、令和2年度から県の流域下水道が企業会計に移行したことにより、汚水処理に係る単価が55円/㎡から59.2円/㎡に改定されました。これにより流域下水道への維持管理負担金が増加(約0.7億円/年)することから今後は、実質的にイーブンから若干のマイナスを想定します。
- ただし、管路等の更新事業について、国の補助制度が点検を重視したものに變更されことから、新たな計画(※)策定が必要となり、この間、事業費を一時的に縮小せざるを得ませんでした。この結果、現預金は値上げ時の想定を大きく上回る状況となっています。(※:点検調査、修繕、改築を総括的にとらえ、維持管理と更新工事を効率的に実施するための計画)
- 【まとめ】令和2年度以降、単年度収支では、小幅な赤字体質に転落しますが、現状約16億円の現預金を保有する中で、新たに作成した事業計画の事業費を考量した上でも、当面の経営体力は保持しているものと考えています。

※今後の見通し(財政推計)については、次回、ご説明します。

6. 過去の懇話会における提言

(6) 過去の懇話会における提言①

佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会(平成27年度)

- 佐倉市では平成27年度に佐倉市上下水道ビジョンの策定と併せて今後の水道料金・下水道使用料の在り方について検討するため『佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会』を設置しました。
- 同懇話会では 佐倉市水道事業及び下水道事業の長期的な事業運営の指針となる上下水道ビジョンの策定並びに水道料金及び下水道使用料の在り方に関し、平成27年6月から平成28年2月の8回に渡り会議を重ね、平成28年1月に「佐倉市上下水道ビジョン」の策定に関する提言、平成28年2月に「佐倉市における水道料金・下水道使用料の在り方」に関する提言を行いました。

「佐倉市における水道料金・下水道使用料の在り方」に関する提言

【提言の概要】

- 水道事業については、水需要の減少や施設の老朽化・耐震化対策、またハツ場ダム等の完成による受水量の変動など、今後、経営状況の悪化が懸念されるものの、受水量及び受水費の変動については、未確定な要素があることや現在(平成27年度当時)の経営状況などを総合的に勘案した結果、現時点(平成27年度当時)の水道料金の改定は見送るべきである。ただし、ビジョン期間中において、ハツ場ダム等の完成により受水量及び受水費が確定し、経営状況に影響がある場合、適時適正な水道料金の改定が必要である。
- 下水道事業については、平成26年度からの地方公営企業法の適用(企業会計方式の導入)により総括原価が明確化され、併せて、ビジョン策定に際して実施された下水道事業の経営診断や財政推計結果から、早急な下水道使用料改定が必要である。企業会計へ移行した下水道事業経営の健全性や持続性、使用料改定後の県内事業体との比較、更には水道料金との兼ね合いなど総合的に検討した結果、事務局より提示された改定パターンのうち平均改定率 33.4%を基本的な改定水準の考え方とすることは、やむを得ない。

(7)過去の懇話会における提言②

付帯意見（抜粋）

【適時適切な検討による大幅改定の回避】

- 水道料金・下水道使用料の大幅改定は、市民生活や企業活動に影響を及ぼすものです。……(略)……今後は、水道料金・下水道使用料について、適時適切にその在り方を検討する必要があるとともに、できる限り大幅な改定を避けることが望まれます。

【経営努力による原価低減】

- 水道事業・下水道事業における一層の原価低減策を推進するとともに、国や県からの補助金等を確実に確保していくことを要請します。また広域的な協議。調整が必要な原価低減策(水道における自己水源(井戸)での給水量のできる限りの維持及び受水量増加の抑制、受水費単価の低減、下水道における流域下水道維持管理費の単価低減)についても積極的な取り組みを要請します。

参考:提言を踏まえ下水道料金を33.1%値上げしました。

- 平成28年2月の提言後、市民説明会等を踏まえ、平成28年11月議会において「佐倉市下水道条例の一部を改正する条例」が可決されたことにより、平成29年7月1日から適用されています。

【使用料】(1カ月あたり:消費税抜き)

区 分	汚水量	現行使用料	改定後	増加額
基本使用料	0㎡～10㎡	840円	1,118円	278円
超過使用料 1㎡につき	11㎡～20㎡	85円	113円	28円
	21㎡～30㎡	105円	139円	34円
	31㎡～50㎡	135円	179円	44円
	51㎡～100㎡	160円	212円	52円
	101㎡～500㎡	175円	232円	57円
	501㎡～	185円	246円	61円

提言における財政推計(27年度決算見込み)に最新の水需要や27年度決算数値をあてはめ、再検証したところ改定率は33.1%になった。

7. 本懇話会のスケジュール案

(1) 本懇話会のスケジュール案

- 本懇話会のスケジュール案としては、以下の図表の時期とテーマ案を想定しています。

懇話会の開催時期	懇話会におけるテーマ案
第1回懇話会(令和2年7月16日)	水道・下水道事業の概要と経営状況
第2回懇話会(令和2年10月1日)	財政推計と生活保護減免について
第3回懇話会(令和2年11月12日)	改定の有無(改定水準)と生活保護減免について
第4回懇話会(令和3年1月14日)	水道料金・下水道使用料の体系について(注1)
第5回懇話会(令和3年2月9日)	提言(案)について
第6回懇話会(令和3年3月5日)	予備日(注2)

注1: 水道料金又は下水道使用料について、改定する方向で意見集約された事業について検討する。

注2: 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等により、第1回開催を5月から7月に
変更せざるを得ませんでした。議論の進捗により予備日にて第6回懇話会をご予定下さい。